

畜産技術振興センター屋外施設照明器具LED化業務 仕様書

- 1 業 務 名 畜産技術振興センター屋外施設照明器具LED化業務
- 2 対象施設 滋賀県畜産技術振興センター 蒲生郡日野町山本695
- 3 履行期間 契約締結日から令和8年3月 13 日まで
原則として土・日・祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く、8時30分から17時00分に実施すること。施設運営に支障のない範囲で上記日時以外も可とするが、作業を行う場合は事前に施設管理者と協議し承諾を得ること。
- 4 履行内容
 - (1)LED照明器具の内容
 - ア 調達する照明器具はすべて別紙対象箇所一覧に記載の基準品と同等以上の性能を有する新品の機種とすること。また、原則、形状、取付方法(直付、埋込等)サイズ等は既設照明器具に応じたものとする。
 - イ 原則、照明器具の製造元メーカー、型番の統一を図ること。なお、メーカーは一般社団法人日本照明工業会に正規会員登録されている国内事業者であること。
 - ウ 照明器具は、ISO9001(品質)の認証取得工場で製造されたものであること。
 - エ 照明器具は、JIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト」「高天井形」それぞれに登録対応機種を持つメーカーの製品とすること。
 - カ 光源(LED)寿命は、40,000 時間以上の製品とすること。
 - (2)設置箇所
別紙「配置図」および「対象箇所一覧」で図示された箇所とする。なお、既にLED照明器具が設置されているものは除くこととする。
 - (3)更新器具の設置方法
LED照明器具の設置にあたっては、原則として、既設の照明器具を撤去し、調達したLED照明器具を灯具ごと交換、設置すること。
 - (4)既存照明器具の処分
取り外した照明器具、蛍光管、安定器および照明カバー等は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令に従い、適切に処分し、処分終了後には産業廃棄物管理票等の写しを提出すること。なお、この業務において撤去する既設照明器具については、廃棄処分をする前にPCBの含有の有無を確認し、含有しているものについては施設管理者に引き渡すこと。
 - (5)LED照明器具の保証
初期不良等の施設に責任のない不具合については、メーカー保証期間に発生した場合、交換、設置まで適切に対応すること。なお、保証期間は本県が引き渡しを受けてから最低1年間とする。

5 施工条件

- (1) 契約締結後、速やかに施工計画書(施工体系図(施工事業者の資格がわかるものを含む)、設置器具の一覧(設置箇所、メーカー、型番、定格光束、消費効率、光源色)、工程表、メーカー作業手順書)を1部提出し確認を受けること。
 - (2) 既設照明器具の撤去後、天井に設置跡(穴等)がある場合は補修すること。
 - (3) スイッチ類および配線は、原則として、既存を利用すること。
 - (4) 梁等のため、電気配線ができない場合は、モール等を使用し露出配管とする。
 - (5) 接地(アース)が必要な器具の場合は、関係法令に従い、適切に行うこと。
 - (6) 施工にあたっては、メーカー作業手順書に従い、適切に行うこと。
- その他、現在適用中の国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」、「公共建築改修標準仕様書」、「公共建築工事標準図」によることとする。
- (7) 作業時間および日程は、施設管理者と事前に協議の上決定すること。
 - (8) 作業員用のトイレは施設管理者に確認の上、利用できることとする。
 - (9) 次の現地試験を行うこと。

ア 点灯試験(施工前、施工後)

イ 照度測定(施工前、施工後)

ウ 絶縁抵抗測定(施工前、施工後)

：分電盤の分岐回路ごとに施工前後の絶縁抵抗を測定し、施工によって絶縁劣化がないことを確認すること。

エ 電流値測定(施工前、施工後)

：照明電灯盤の電流値を測定すること。

- (10) 竣工後、速やかに完了届、完成図、設置器具の一覧(設置箇所、メーカー、型番、定格光束、消費効率、光源色)、照明器具の出荷証明、施工前・施工時・施工後の確認困難な箇所等を撮影した施工写真、現地試験結果、取扱説明書および保証書の写し等をまとめて各1部提出すること。
- (11) 車両の通行については、正門からふれあい広場にかけて来場者に特に注意すること。
- (12) 履行場所のうち衛生管理区域内への立ち入りには、家畜伝染病予防法第12の3飼養衛生管理基準に基づき、海外渡航歴の確認、長靴・防護服の着用および車輛消毒等が必要となるため、当該箇所の履行に際しては、施設管理者の指示に従うこと。

6 その他

- (1) LED照明器具の設置に伴う配線、器具の設置・保証対応等、LED照明器具設置に関連するすべての経費および交換した既存照明器具の処分費用が契約金額に含まれること。
- (2) 受注者が業務を実施する中で、本仕様書に記載する事項について変更する必要があると判断した場合は、変更が必要な施設名、変更内容、変更に係る見積金額、変更理由を記載した書面を滋賀県畜産技術振興センターへ提出の上、別紙「業務変更指示書」による指示を受けること。

なお、業務契約書第 12 条に規定する契約内容の変更については、業務変更指示書に記載の内容に基づき、全施設の仕様が確定した時点で一括して実施することとする。

(3)工事が完了した時は、その旨を担当職員に報告し、立会検査を受け、合格後引き渡しを行うこと。

なお、更新した照明器具は取付完了後、引き渡しまで試行点灯するものとする。

(4)その他、本業務の遂行上必要と認められるもので、この仕様書に定めのない事項が生じた場合は、受注者は滋賀県畜産技術振興センターと協議し、その指示に従うこと。

以上

別紙 業務変更指示書

令和 年 月 日

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇 様

滋賀県畜産技術振興センター所長

業務変更指示書

畜産技術振興センター屋外施設照明器具LED化業務仕様書に基づき、下記の業務にかかる変更を指示します。

記

1. 変更対象施設名:

畜産技術振興センター 〇〇〇〇〇

2. 変更内容

変更前	変更後	変更理由

上記の業務変更指示書について了承しました。

令和 年 月 日

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇 印